

習志野保健所 (健康福祉センター)

組織・事業概要説明

1

目 次

I 組織	4 検査
1 県内の保健所一覧	5 精神保健
2 当センターの管轄	6 医療費助成事業
3 当センターの組織	
II 保健所事業	III 福祉・監査指導
1 医務・薬務等	1 福祉業務
2 結核・感染症	2 監査指導業務
3 食品・動物・環境衛生	

2

I 組織

3

1 県内の保健所一覧

【設置根拠】地域保健法第5条により、道府県・政令市・中核市が設置。

- ・千葉県では保健所業務に併せて福祉・監査業務も実施。
- ・名称は「健康福祉センター」としているが、保健所機能を有することを示すため、適宜「保健所（健康福祉センター）」と表記。

名称	設置主体	施設数	設置地域
保健所 (健康福祉センター)	県	13	習志野、市川、松戸、野田、 印旛、香取、海匝、山武、長生、 夷隅、安房、君津、市原
保健所	市	3	【指定都市】千葉市 【中核市】船橋市、柏市

担当課 総務課

4

2 当センターの管轄

- ・ 習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市の3市を主な管轄とするが業務内容によって船橋市・市川市等も担当する。
- ・ 医療法に基づく医療圏である「東葛南部保健医療圏」に位置する。

業務	管轄地
保健所業務	習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市
福祉業務	習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市
監査業務	習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・市川市・浦安市・(千葉市・船橋市)の法人等の一部

担当課 総務課

5

3 当センターの組織

職 種			課名	業務内容
事務職			企画課	医務、業務、献血、保健医療計画、統計調査、地域医療構想調整会議、保健所実習、災害医療
技術職	医師	2	地域保健課	保健師関係指導、母子保健、成人・老人保健、健康支援、地域・職域連携、栄養改善、歯科保健、精神保健福祉、医療費助成（難病・小児等）
	獣医師	6	地域福祉課	民生委員・児童委員、特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、障害者相談、DV相談、中核地域生活支援センター連絡調整会議
	薬剤師	9	疾病対策課	結核予防、感染症対策、エイズ対策、被爆者援護
	保健師	16	生活衛生課	食品衛生、動物、環境衛生（理美容・クリーニング・旅館・公衆浴場・興行場・民泊・プール等）
	管理栄養士	6	食品機動監視課	食品衛生（食品製造、集団給食等）
	臨床検査技師	9	検査課	ウイルス検査、微生物検査
	診療放射線技師	1	監査指導課	社会福祉法人、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）などの指導監査等
	精神保健福祉相談員	5		
合計			75	

令和7年4月現在

担当課 総務課

6

Ⅱ 保健所事業

7

1 医務・薬務等 (1) 医務・薬務に関わる立入検査等

立入検査対象	令和6年度実績
病院	21件
有床診療所	2件
助産所	1件

立入検査対象	令和6年度実績
薬局・医薬品販売業者等	394件
毒物劇物販売業者等	32件

担当課 企画課

8

(2) 各種免許の取扱い状況

免許種類	件数
医師等 厚生労働大臣免許	752件
准看護師等 知事免許	167件

(3) 国民生活基礎調査

対象地域	習志野市（2地区）、八千代市（1地区）、鎌ヶ谷市（1地区）
実施日	令和6年6月6日（木）
調査項目	世帯数と世帯人員の状況、各種世帯の所得等の状況

担当課 企画課

9

(4) 不正大麻・けし撲滅運動

管内に自生するけしの抜去を行っています。
令和6年度は118本抜去しました。
（前年415本）



(5) 薬物乱用防止対策

管内の薬物乱用防止指導員（29名）の協力を得て、
地域啓発活動を実施しています。

担当課 企画課

10

(6) 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

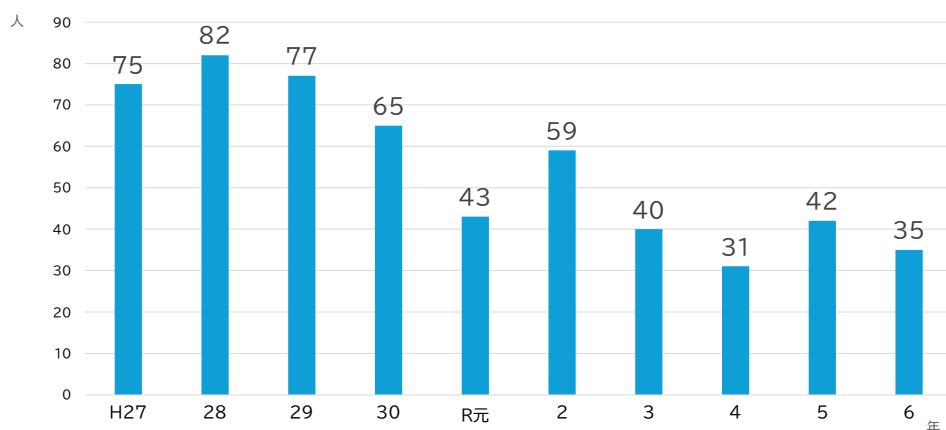
対象地域	東葛南部2次保健医療圏 (市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市)
委員	習志野保健所・市川保健所及び船橋市保健所管内の関係者
議題 (令和6年度)	医療機関毎の具体的対応方針について、病床配分の方向性について、病床機能再編支援事業について、地域医療連携推進法人について、地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業について、外来医療の医療提供体制の確保について、非稼働病棟について

担当課 企画課

11

2 結核・感染症

(1) 結核新規登録者数

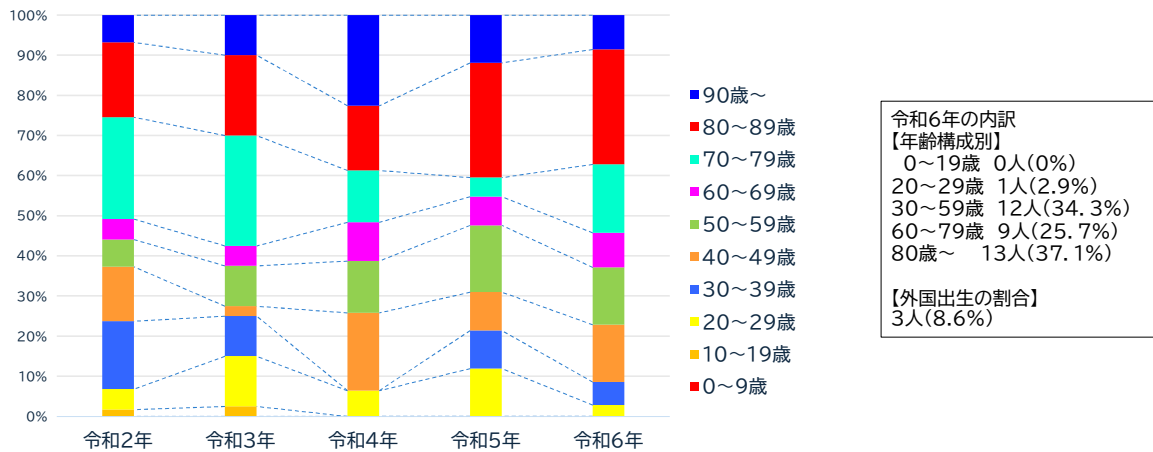


令和6年新規登録者数は35人で、減少傾向にある。

担当課 疾病対策課

12

(2) 結核新規登録者の年齢構成割合等



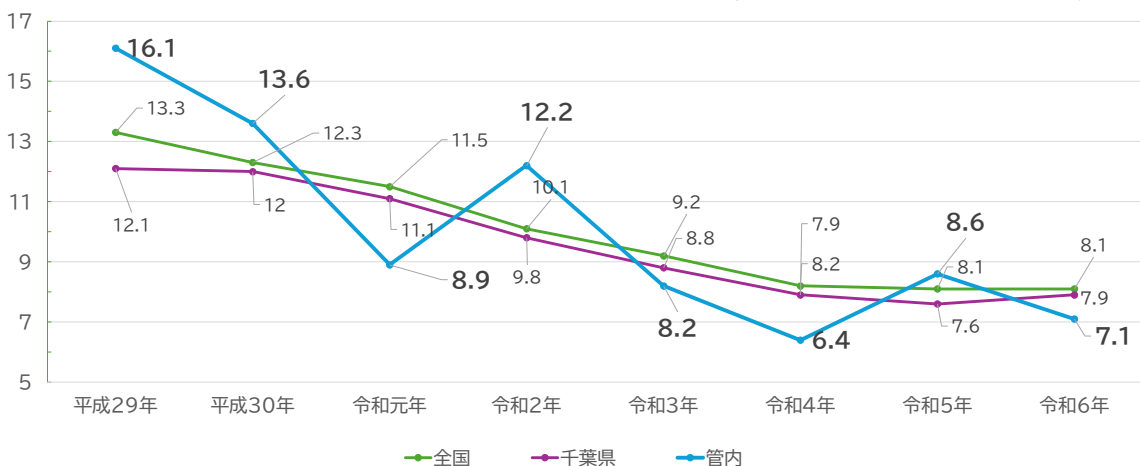
・年齢別にみると、30歳～59歳の働き盛りの世代が全体の約35%、60歳以上の高齢者が全体の約60%を占めている。
また、外国出生患者は3人（8.6%）であった。

担当課 疾病対策課

13

(3) 結核罹患率（人口10万対）

※罹患率：1年間に発病した結核患者数を人口10万対で表したものの。



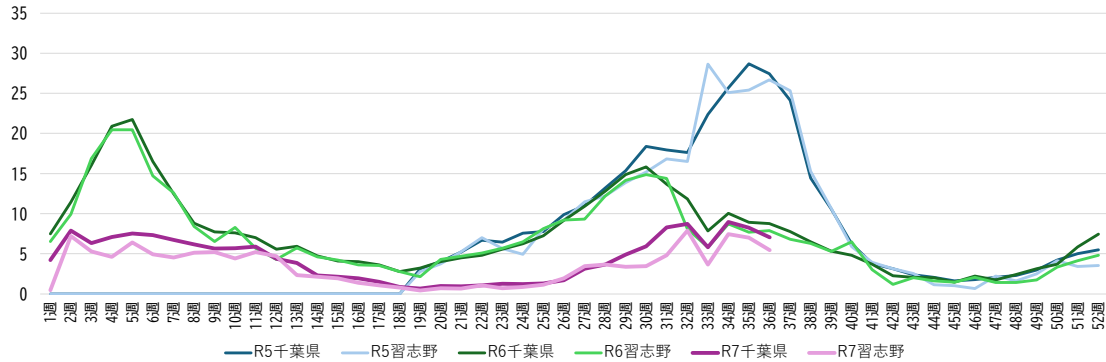
○令和6年の管内罹患率は7.1であり、低まん延国の水準である10.0以下を令和3年以降維持している。

担当課 疾病対策課

14

(6) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症（定点当たり）



- 新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日に5類感染症に移行。同時に、全数報告であったものから定点報告※となった。
- 夏と冬に流行する傾向がみられるが、令和7年はその増減が緩やかになっている。

※発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で、全数を把握する必要はない場合に、感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として、一定の基準に基づき患者定点及び疑似症定点を選定した医療機関から報告されたもの。

担当課 疾病対策課

17

3 食品・動物・環境衛生

(1) 食品衛生に係る業務

- ・ 生活衛生課では、食品等の安全性を確保するために食品の製造、調理、販売等の営業に関する事務を行っています。
- ・ 生活衛生課と食品機動監視課が連携し、施設の監視を行っています。
- ・ 食品に関する衛生知識の向上を目的として、食品等事業者及び消費者を対象として衛生教育等を実施しています。

食品衛生に係る業務（令和6年度実績）

業務	実績	担当課
食品営業の許可	許可施設数	3,829 件
	届出施設数	2,105 件
	計	5,934 件
施設の監視	許可施設の監視件数	1,556 件
	届出施設の監視件数	176 件
	計	1,732 件
衛生教育	衛生教育実施回数	16 回
	受講者数	1,374 人

許可施設：

公衆衛生に与える影響が著しい32業種で、施設基準が定められ許可がないと営業できない施設（飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業など）

届出施設：

公衆衛生に与える影響が少ない業種（弁当販売業、野菜果物販売業、食料・飲料販売業など）

担当課 生活衛生課・食品機動監視課

18

(2) 食中毒防止対策等

- ・ 食中毒が発生した場合、疫学調査を実施し、健康被害の拡大防止及び再発防止を図ります。
- ・ 違反・不良食品について、流通調査や回収状況の確認を行い、健康被害の発生及び拡大防止を図ります。。

管内の食中毒発生状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生件数	0	0	1	1	1
患者数	0	0	28	17	4
原因物質	—	—	カンピロバクター	ノロウイルス	カンピロバクター
原因施設	—	—	給食	飲食店	不明

担当課 生活衛生課・食品機動監視課

19

(3) 動物に係る業務

- ・ 狂犬病予防法に基づき犬による危害防止対策を実施しています。
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき動物愛護管理事業を実施しています。

(4) 環境衛生に係る業務

- ・ 環境衛生事業に係る各法令の施行に関する登録や施設監視等を実施しています。
(理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、
特定建築物に関すること、プール衛生に関すること)
- ・ 住居衛生に関することについて、相談等を受け付けています。

担当課 生活衛生課・食品機動監視課

20

4 検査

検査課は、13か所の保健所のうち、7か所に設置されています。
当保健所では、市川保健所の管内である市川市、浦安市についても検査業務を行っています。

※HIV等の性感染症に関する検査は、新型コロナウイルス感染症対応のため、令和2年度から令和4年度まで中止しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平常時の腸内細菌検査数	3,545	3,821	3,702
(内訳) 習志野保健所	2,067	2,140	2,092
市川保健所	1,478	1,681	1,610
感染症に関する検査数	87	112	232
(内訳) 習志野保健所	25	26	77
市川保健所	62	86	155
新型コロナウイルスに関する検査数	2,709	1	—
(内訳) 習志野保健所	717	1	—
市川保健所	1,992	—	—
食中毒に関する検査数	5,748	4,984	2,794
(内訳) 習志野保健所	1,030	1,253	1,385
市川保健所	4,718	3,731	1,409
食品検査に関する検査数	727	647	651
(内訳) 習志野保健所	151	258	258
市川保健所	576	389	393
HIV抗体検査数	— ※	379	488
(内訳) 習志野保健所	—	154	256
市川保健所	—	225	232

担当課 検査課

21

5 精神保健

(1) 精神障害者の措置入院について

措置入院とは、精神保健福祉法第29条に定める入院形態のひとつです。
対象者は、入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者であり、千葉県知事が命令した精神保健指定医2名の診断の結果が「措置入院を要する」と一致した場合、措置入院となります。

【措置入院の流れ】

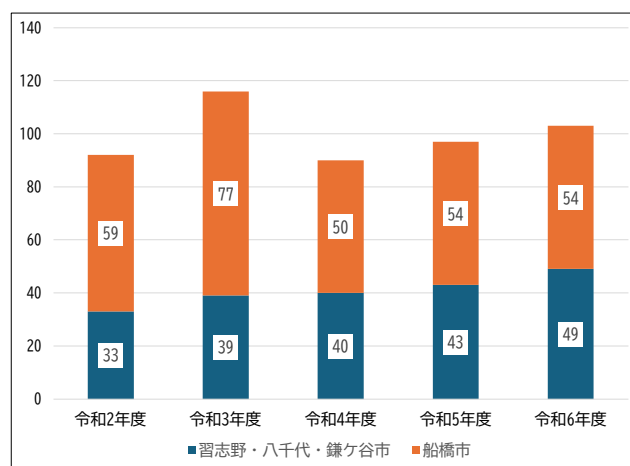
保健所への通報 103件（うち警察から48件）
↓
保健所（精神保健福祉相談員）の調査 103件
↓
精神保健指定医による診察 54件
↓
入院医療機関への搬送 14件

※上記件数は令和6年度実績

担当課 地域保健課

22

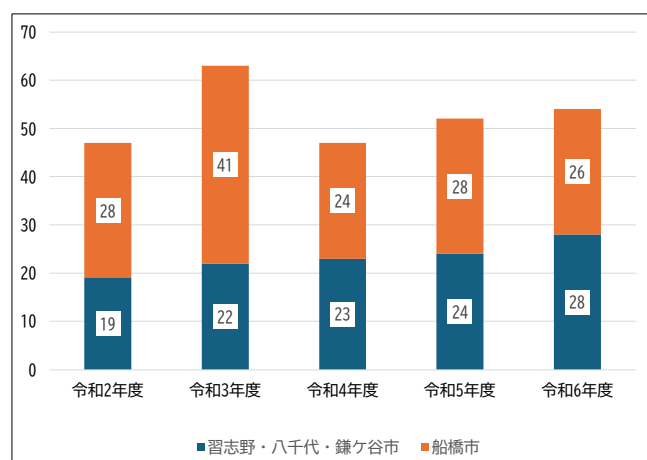
(2) 当保健所管内の通報件数
(習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市と船橋市)



担当課 地域保健課

23

(3) 当保健所管内の措置診察件数
(習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市と船橋市)



担当課 地域保健課

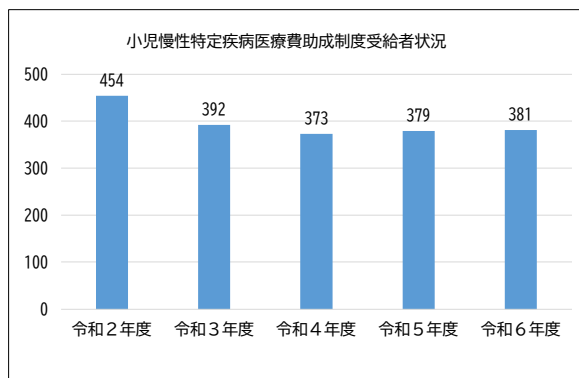
24

6 医療費助成事業

(1) 小児慢性特定疾病医療費支援事業

小児慢性特定疾病医療費の一部を公費負担する制度です。

対象疾患は、16疾患群788疾病で令和7年3月末の助成受給者は381人です。



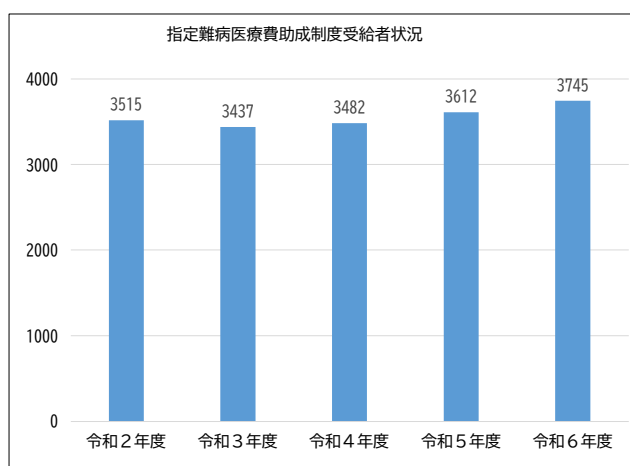
担当課 地域保健課

25

(2) 指定難病医療費助成

指定難病医療費の一部を公費負担する制度です。

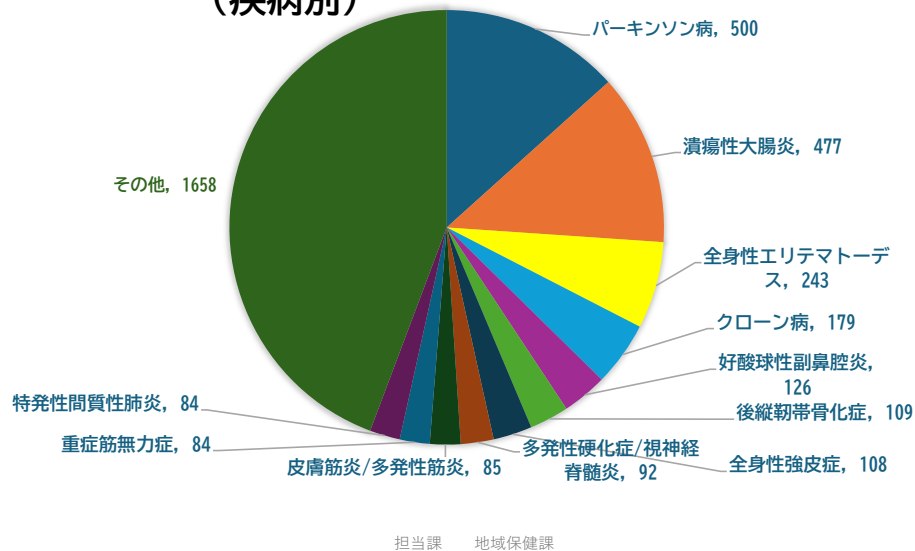
対象疾患は、341疾患で令和7年3月末の受給者は3,745人です。



担当課 地域保健課

26

令和6年度 指定難病医療費助成受給者 (疾病別)



27

1 福祉業務

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金

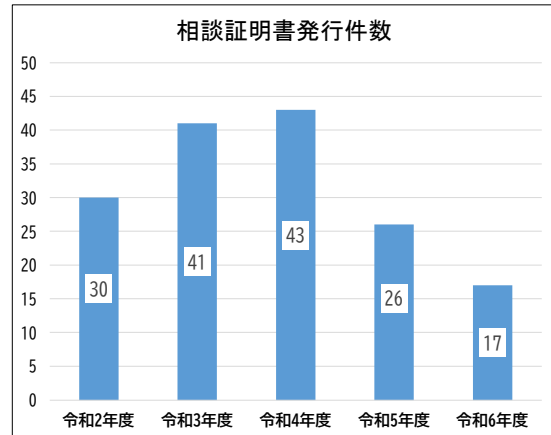
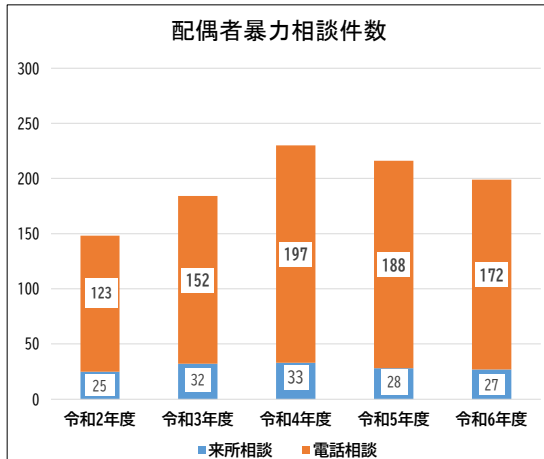
	貸付合計		うち修学資金		うち就学支度資金	
	人数	金額 (円)	人数	金額 (円)	人数	金額 (円)
令和2年度	22	17,703,816	21	16,377,316	0	0
令和3年度	11	18,238,850	4	13,248,000	3	958,000
令和4年度	8	14,694,300	6	13,784,000	2	910,300
令和5年度	0	0	0	0	0	0
令和6年度	2	1,091,000	1	946,000	1	145,000

担当課 地域福祉課

28

（２）配偶者暴力相談支援事業

健康福祉センターは、配偶者暴力相談支援センターとして相談事業を行っており、管内市及び警察等、関係機関との連携を強化して、被害者からの相談に対応している。



担当課 地域福祉課

29

２ 監査指導業務

県内５か所の健康福祉センターに監査指導課が設置されており、以下の施設を対象に指導監査・立入調査等を実施している。

指導監査対象	対象件数	実施件数
社会福祉法人等	39	18
社会福祉施設（第一種）	94	24
有料老人ホーム	130	74
介護保険施設等	1,159	246
保育所・認可外保育施設等	362	256
障害者施設等	1,209	164
合 計	2,993	782

担当課 監査指導課

30